**ダスキン健康保険組合　平成２８年度扶養調査のお願いと変更点**

合掌　いつも健康保険組合の運営にご理解を頂きありがとうございます。

本年も健康保険法施行規則第50条及び厚労省保険局の通知・指導に基づき、被扶養者

の資格確認を実施いたします。

対象扶養者のある方（配偶者・４０歳以上の被扶養者・１８歳以上の子女）へ調査書類を

お届けいたしましたので、期限内でのご回答をよろしくお願いいたします。

また、下記の通り、今年度より変更点がありますので、ご注意をお願いいたします。

ありがとうございました。　合掌

**【変更点】**

**◆今年度の扶養調査は　『株式会社オークス』　さんに外部委託をいたします。**

**◆配偶者が専業主婦で所得０円の方は添付書類は必要ありませんでしたが**

**今年度は、平成２８年度の所得証明書もしくは、**

**被保険者２８年度住民税県民税特別徴収税額通知書のコピー**

**（配偶者控除チェックがあるもの）の添付書類が必要です。**

**◆期日までに必要書類をご提出いただけない場合、不足書類が揃わない場合は、**

**被扶養者の認定要件を満たしている事が確認できないため、**

**被扶養者の資格が平成２９年１月１日で資格取消となります。**

**（期日が過ぎたものは受取りができません）**

**◆平成２７年度の所得が扶養基準範囲を超過している場合は、**

**平成２８年１月１日に遡り資格取消となります。**

**◆資格取消となった場合、あらためて扶養申請をされる方は、**

**平成２９年１月１日以降にお手続きをお願いいたします。**

**（２８年度に所得を調整されている場合も一旦取消をいたします。）**

**◆扶養調査の問合せは**

**平成２８年１１月１日（火）～１２月２６日（月）の間は**

**㈱オークス『被扶養者現況確認』　03-6276-5512　にお願いいたします。**

**※上記期間外の問合せはダスキン健康保険組合　高橋・正野（ｼｮｳﾉ）まで**